



# 世界で一番ビジネスのしやすい 国際都市づくり特区

【国家戦略特区提案書】



# 世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくり特区

## 外国企業が日本企業と ビジネスしやすい環境づくり

- ◆ **特区内に新規に設置する多国籍企業が業務統括機能等を有する場合、当該企業に対する法人税の軽減（税制）**
  - ・当該法人に対する法人実効税率を20.2%以下に軽減
- ◆ **パテントボックス税制の導入（税制）**
  - ・研究開発の結果として取得した特許などの知的財産を活用して得た所得に対する法人税の軽減
- ◆ **国際的ビジネスパーソンを対象とする所得税制の見直し（税制）**
  - ・多国籍企業（既存企業を含む）に従事するビジネスパーソンについては、「非永住者」の定義を平成18年度税制改正前のものに戻す
- ◆ **日本語という言語の壁の解消等（規制緩和）**
  - ・外国企業の日本法人設立・運営に係る各種書類等の英語での申請受付や簡素化
- ◆ **入国審査の簡素化（規制緩和）**
  - ・認定外国企業に就業する外国人に対する高度人材ポイントの付与
- ◆ **各拠点毎に特徴的なビジネスプラットフォームの形成（規制緩和、税制等）**

外国企業と国内企業との交流拠点となる各種ビジネスプラットフォームを形成し、新規市場の開拓を図る

### - プロジェクト例 -

## アジアヘッドクォーター特区の 国家戦略特区としての抜本的なバージョンアップ



## 24時間活動する 国際都市としての環境整備

- ◆ **総合的な交通体系の整備**
  - ・都営バス六本木・渋谷間等の終夜運行
  - ・地下鉄の運行時間の拡大
  - ・地下鉄の一元化
- ◆ **時間市場開発の推進**
  - ・美術館・コンサートホール等の集客施設の閉館時間の延長
- ◆ **国家戦略としての「標準時間2時間前倒し」の検討**
- ◆ **外国通貨を使いやすい環境整備**
  - ・海外発行キャッシュカードで利用可能なATMの拡充
  - ・外貨両替業務に関する報告義務の緩和（規制緩和）
- ◆ **MICE・IRの整備**
  - ・カジノに係る法整備とカジノ開設エリアとしての指定（規制緩和）
- ◆ **2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えた環境整備**

## 外国人が暮らしやすい都市づくり

- ◆ **外国人の生活環境整備のための土地利用規制への柔軟な対応**
  - ・都心部において、レジデンス機能、学校施設、医療施設の導入を図る民間プロジェクトに対し容積率を緩和
- ◆ **国際学校的の充実**
  - ・校地・校舎の所有要件等の緩和（都による規制緩和）
  - ・海外トップスクールの誘致及び国際学校的の新増設に係る財政支援制度の創設
  - ・国際学校的に対する法人の寄付税制の創設（税制）

- ◆ **外国人向け医療環境の充実**
  - ・外国人患者対応指導等、外国人医師の「臨床修練制度」の対象の拡充（規制緩和）
  - ・JCI認証取得に向けた支援制度の創設
  - ・外国語対応救急隊員の養成（都の独自取組）

- ◆ **生活コンシェルジュの配置**
  - ・外国人に対する、情報提供やサービスを提供する生活コンシェルジュを配置

ライフサイエンス 国際ビジネスプラットフォーム (日本橋・東京駅前)	海外企業・ベンチャー創業支援 ビジネスプラットフォーム (大丸有・日比谷)	コンテンツ・クリエイティブ ビジネスプラットフォーム (渋谷)	職住一体・複合機能 グローバルビジネス・生活プラットフォーム (六本木～虎ノ門)	(仮称)羽田グローバル アライアンスセンター (羽田空港跡地)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○創業支援ネットワークと連携し、創業等ライフサイエンス関連国際ビジネスのプラットフォームを形成</li> <li>- 拠点形成のために必要な措置 -</li> <li>・特許出願を猶予できるグレースピリオド期間の拡大（6か月→12か月）</li> <li>・認定大学、研究機関等の研究について、特許権の効力が及ばない範囲を定める特許法69条の適用</li> <li>・認定技術に関する承認審査機関との薬事相談の優先申請 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流促進機能や創業手続などの支援機能がワンストップで揃う場と新事業創出の仕掛けを有するビジネスプラットフォームを形成</li> <li>- 拠点形成のために必要な措置 -</li> <li>・ビジネスコンシェルジュの運営支援</li> <li>・法人エンジェル税制</li> <li>・ベンチャー企業に対するキャピタルゲイン課税の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最先端の文化を生み出し、世界に情報発信しながら、コンテンツ・クリエイティブ産業の集積成長を促すビジネスプラットフォームを形成</li> <li>- 拠点形成のために必要な措置 -</li> <li>・コンテンツ・クリエイティブ産業集積のための税制優遇</li> <li>・コンテンツ・クリエイティブ産業従事者への高度人材ポイントの優遇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界のグローバル企業をひきつけるため、高規格オフィス、高品質住環境および文化・交流の場を一体的に整備したグローバルビジネス・生活プラットフォームを形成</li> <li>- 拠点形成のために必要な措置 -</li> <li>・リノベーション・耐震改修費用助成の整備・拡充</li> <li>・臨床修練制度の要件緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内外のものづくりのニーズとシーズをつなげ、新市場・新技術を創出するとともに、「クールジャパン」を世界へ発信する産業の戦略拠点を形成</li> <li>- 拠点形成のために必要な措置 -</li> <li>・施設の整備・運営支援</li> <li>・海外企業と国内中小企業の研究開発支援</li> </ul>

## 外国企業が日本企業とビジネスをしやすい環境づくり①(税制その1)

- 成長著しいアジア諸都市の法人実効税率については、シンガポール17.0%、香港16.5%等、日本の38.0%との乖離が大きい。国際都市間の競争力低下の要因となっている法人実効税率の見直しが必要
- グローバル企業の研究開発拠点の誘致を進めるためには、ヨーロッパを中心に広がるパテントボックス税制の導入が不可欠
- 企業が優秀な海外高度人材を確保するための環境整備として、個人所得の税制措置に踏み込んだ見直しが必要

### 特区内に新規に設立される多国籍企業の日本法人に対する法人税の減免(税制)

- ◆特区内に新規に設立される多国籍企業の日本法人が、当該企業グループのアジア地域における業務統括拠点機能、研究開発拠点機能を有する場合に法人税を軽減
  - ・法人税の軽減期間は日本法人設立後5年間
  - ・軽減は、統括業務、研究開発業務による所得に限定せず、法人全体の所得を対象
  - ・業務統括機能は、海外子会社に対する保有株式による資本支配に限定せず、実質的な統括機能を有するものを対象
  - ・専ら事業要件、専ら事業所要要件は当然課さない
  - ・軽減後の法人実効税率は20.2%以下
  - ・規制緩和活用の要件は課さない

#### 法人実効税率の引下げ

法人税特例措置等	総合特区法 所得控除 20%適用	国家戦略特区適用	
		所得控除 20%→40%	所得控除 20%→50%
所得控除(国税)	20.0%	40.0%	50.0%
<b>実効税率</b>	<b>26.9%</b>	<b>20.2%</b>	<b>16.8%</b>

※各税率はH27.4.1以降復興増税終了後、法人事業税(都税)全額減免の想定  
 ※アジア諸都市の法人実効税率: **シンガポール17%、香港16.5%**

#### <日本経済再生に向けた効果>

- 世界銀行のビジネス環境ランキング
- 対内直接投資残高

### パテントボックス税制の導入(税制)

- ◆特区内に新規に設立される多国籍企業の日本法人による研究開発又は当該法人と日本企業との共同研究開発の結果として得られた所得については、当該法人に係るその他の課税所得とは分離して軽減税率の適用を認める。

#### 【パテントボックス税制の導入例】

調査対象国	対象資産	適用税率 (実効税率)	標準 法人税率
中国	特許権、ソフトウェア等	0~12.5%	25%
オランダ	特許権、研究開発資産	5%	25%
ルクセンブルク	特許権、ソフトウェア、商標権等	5.76%	28.8%
ベルギー	特許権、研究開発資産(特許関連)	6.8%	33.99%
スイス	特許権、著作権、商標権、情報等	8.8%	12.66%
英国(2013.4~)	特許権	10%	24%
スペイン	特許権、意匠、工程、情報等	15%	30%
フランス	特許権、発明、製造工程等	15%	36.1%

※経産省平成24年度産業技術調査事業  
 「海外主要国における研究開発税制及びイノベーションボックス税制に関する実態調査」より

- ・特許等の知的財産による課税所得については、5~15%の軽減税率の適用を想定
- ・誘致外国企業との共同研究開発を条件に日本企業についても軽減税率の適用を認めることにより、外国企業と日本企業との共同研究開発の促進を図るとともに、日本企業、特に高い技術力や研究開発能力を有する中小企業にもメリットのある制度とする。

## 国際的ビジネスパーソンを対象とする所得税制の見直し(税制)

- ◆特区内に所在し、業務統括拠点機能を有すると認定を受けた多国籍企業に従事する外国人ビジネスパーソンについては、「非永住者」を定義する国内居住期間の要件を「現在まで引き続いて5年以下の期間」とする。
- ・国内居住者は、原則、所得が生じた場所が国内外を問わず、全ての所得を対象として所得税が課されるが、「非永住者」に該当すれば、国内源泉所得及び国外源泉所得で国内において支払われ又は国内に送金されたものが課税対象となる。  
(国外源泉所得のうち、国外において支払われ、かつ、国内に送金されないものは、課税所得の範囲外)

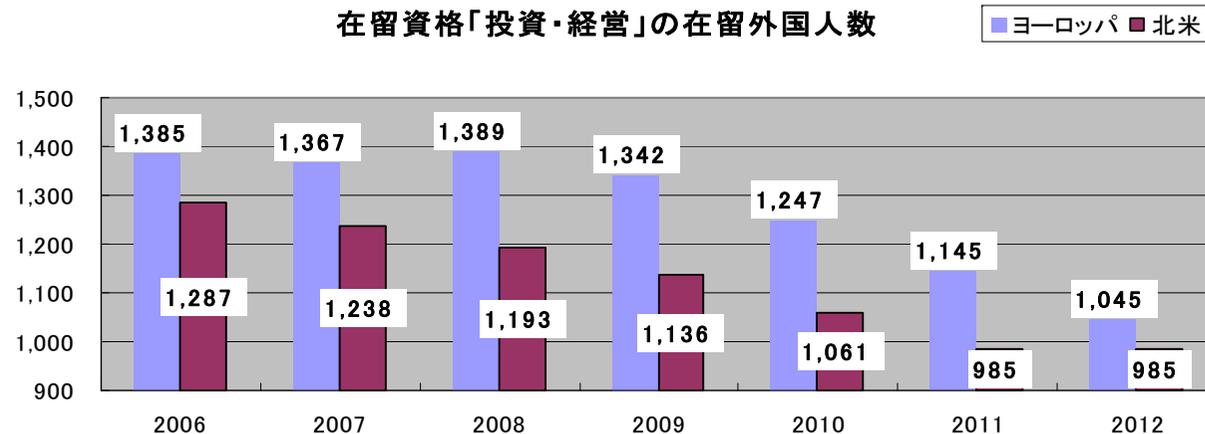
- ・「非永住者」に該当するためには、現在は、「過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下であること」が要件とされており、過去に数年日本居住経験があり、アジア業務統括拠点の経営層となりえる外国人ビジネスパーソンは、「非永住者」に該当しない可能性が高い。
- ・日本から海外へと実質的な業務統括機能を移した多国籍企業の業務統括拠点を引き戻す観点から、対象法人は新規設立法人に限定せず、個別に業務統括機能の有無を確認することにより、既存企業も対象となり得ることとする。

※本提案は、2007年3月国際銀行協会「グローバル金融センターとしての東京に向けて」掲載の提言と同趣旨である。

アジア主要国の個人所得税率

国	最高税率
香港	17.0%
シンガール	20.0%
マレーシア	26.0%
インド	30.0%
インドネシア	30.0%
フィリピン	32.0%
タイ	37.0%
韓国	38.0%
日本	40.0%
台湾	40.0%
中国	45.0%

在留資格「投資・経営」の在留外国人数



### <必要な規制改革事項等>

- 個人所得税制における「非永住者」の定義の見直し

### <日本経済再生に向けた効果>

- 世界銀行のビジネス環境ランキング
- 対内直接投資残高
- 海外高度人材の増加

- 日本で新たに事業法人や拠点の設立を検討するグローバル企業において、法人設立等に係る書類の申請が日本語でしか受け付けられていない日本のビジネス環境は、法人設立までの期間の見直し、ビジネスコストの増大など、円滑な事業実施における大きな課題として認識されている。このことは、国際都市間の競争において大きなマイナス要因となっている。
- 海外高度人材の獲得においても、現行の人材ポイント制度は適用要件が厳しく、実効性に課題があることから、利用実績に乏しく早急な見直しが求められる。

### 日本語という言語の壁の解消(規制緩和)

- ◆外国企業が新たに日本法人を設立し、事業運営するに当たり、関係省庁に対し申請・提出等を求められる各種書類等について、日本語・英語併記とし、英語記入による申請・提出を可能とする。
  - 例1. 会社設立登記申請書、定款、資本金の額の計上に関する証明書等(法務省関係)
  - 例2. 健康保険、厚生年金保険新規適用届出書、労働保険関係成立届等(厚労省関係)
- ・昭和27年に内閣官房長官から各省事務次官宛に発出された「公用文作成の要領」において、日本語使用を前提とした各種ルールが定められているが、省庁に対する各種申請・提出書類は日本語で記入することと明確に規定した法令は見当たらない。
- ・在留資格認定証明書交付申請書は、日本語・英語併記の様式となっているが、関係省庁が求めるその他の書類は、日本語様式しか見当たらず、事実上、日本語以外の言語による申請は、認められていない。

### 入国審査の簡素化(規制緩和)

- ◆認定外国企業に就業する外国人に対する高度人材ポイントの付与
  - ・現行制度上、高度人材ポイントの加算要因として認定されるのは、イノベーションの創出促進を目的とする、一定の法律に基づく認定企業や各省庁による補助事業の対象機関に限定されており、金融関係企業、物流・販売拠点、高い収益性・成長性、雇用創出力が期待できる外国企業の経営層等に対し、柔軟な適用ができていない。
  - ・日本再興戦略においては、2020年における対内直接投資残高35兆円へ倍増することを目指すこととされており、イノベーションの創出促進には直接つながらなくとも、対内直接投資の増加に寄与できる企業はありうる。

#### <必要な規制改革事項等>

- 日本法人設立に係る申請・提出書類の外国語対応
- 外国人に対する高度人材ポイント制度の緩和

#### <日本経済再生に向けた効果>

- 世界銀行のビジネス環境ランキング
- 対内直接投資残高
- 海外高度人材の増加

## 外国企業が日本企業とビジネスをしやすい環境づくり④(法人手続等その2)

- 現行制度では法人設立前に出資金の払込みを担保するため、外国人個人の銀行口座を開設する必要がある。しかし、法人設立前に在留資格を保有している外国人は少なく、在留資格無しでの銀行口座開設は困難であることから、口座開設を求めること自体が法人設立の障害になっている。
- 現行制度上、外国企業を新設しようとする外国人が、入国時に在留資格「投資・経営」を取得することは不可能となっている。又、在留資格取得の難易度の高さが外国企業誘致の推進上、競合都市へ劣後する要因となっている。

### 法人設立前の出資金払込みの代替措置創設(規制緩和)

#### ◆法人設立前の個人口座開設を不要とする

日本法人を設立する際は、事前に出資金の払い込みが必要であり、発起人代表者個人の銀行口座を開設する必要がある。しかしながら、法人設立を目的として来日した外国人は在留資格を取得していない場合が多く、銀行の事務手続き上在留資格無しでは個人口座の開設が困難であることから、外国人が法人設立を進める上で大きな障害になっている。現行制度で出資金の払い込みが法人設立前に要求されているのは、これから設立される法人の実在性を担保するためという趣旨であったが、新会社法において資本金の最低額に関する規定が無くなった現状では、事前に払い込みを求める必要性が減少していると考えられる。

⇒以上を勘案し、特区に進出する外国企業に限定し、法人設立後の払い込み若しくは供託金などの代替措置を用意し、外国企業の設立を促進する。

#### <必要な規制改革事項等>

- 会社法第三十四条第二項
- 総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

### 在留資格「投資・経営」における基準の緩和(規制緩和)

#### ◆在留資格「投資・経営」の事前取得及び数的要件の緩和

在留資格「投資・経営」は、事業の新設・運営への参画を目的として入国・在留する者を対象として設けられたものであり、日本国内における事務所の確保や2名以上の雇用、若しくは500万円以上の投資といった要件が定められている。しかしながら、外国企業を新設する場合、入国時に外国企業が存在しないことから、入国時点で上記要件を充足することは実質的に不可能であり、入国、企業新設後に改めて当該在留資格を申請する必要がある。また、在留資格「投資・経営」は、家事手伝いを帯同できることから経営層に好評だが、要件が厳しいことから実際の利用は限られている。

⇒以上を勘案し、在留資格「投資・経営」について、都による事業認定を条件とし、入国時における取得を認める。加えて、当該在留資格に係る各種数的要件の緩和等により、取得を容易にし、対日投資を促進する。

#### <日本経済再生に向けた効果>

- 世界銀行のビジネス環境ランキング
- 対内直接投資残高

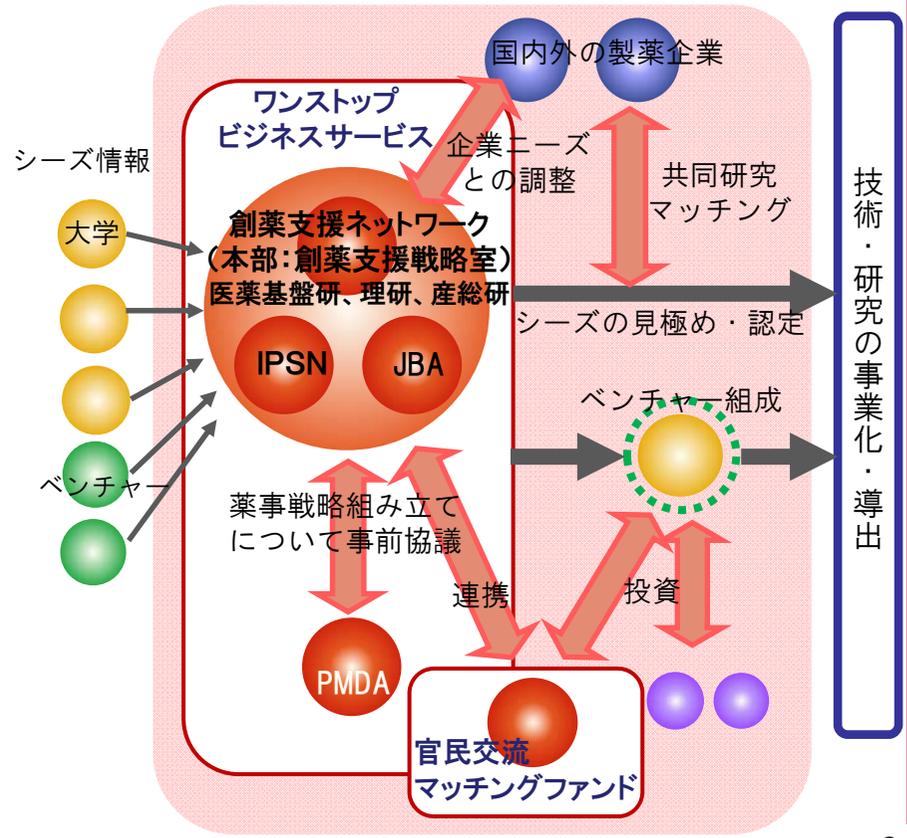
# 外国企業が日本企業とビジネスをしやすい環境づくり⑤(ビジネスプラットフォームその1)

- 日本再興戦略において、「民間の力を最大限引き出す」ことこそが経済成長への道筋であり、「新陳代謝とベンチャーの加速」、「規制・制度改革と官業の開放を断行する」ことが必要であるとされている。
- 民間事業者等を中心として、アジアヘッドクォーター特区内各エリアに、誘致する外国企業と国内企業との交流拠点となり、各ビジネス分野の企業集積を促進し、新たなビジネスの創出やベンチャー企業の支援等を行う特色あるビジネスプラットフォームの形成を企図する動きがある。
- 大胆な規制緩和や新たな税制措置の創設等含め、これらの運営を支援し、民間活力の最大化を図る必要がある。

## 【例1】ライフサイエンス国際ビジネスプラットフォーム（日本橋・東京駅前）①

- ビジネスプラットフォームでの目利きにより選定した研究成果を、グローバルに展開できる知財・事業へと育てていく体制を構築
- ビジネスプラットフォームでの各取組を通じて、ライフサイエンスに関する官民交流、人材育成を目指す
  - ・創薬支援戦略室、(財)日本バイオインダストリー協会(JBA)、知的財産戦略ネットワーク(株)(IPSN)等がコアメンバーとなって、医薬品、医療機器などのライフサイエンス分野のビジネス化支援を実施
  - ・国内外のアカデミア、ベンチャー等に埋もれているビジネスシーズの発掘、目利きによる評価、エグジットを握る企業ニーズを反映した事業化計画の構築、知財戦略の策定等をワンストップで実施
  - ・(独)理化学研究所、医学系大学産学連携ネットワーク協議会 (medU-net)、IPSN、JBAのグローバル&国内ネットワークを活かしたセミナー、カンファレンス、学会等、ビジネス化に向けた産学官のコミュニケーションの場を展開
  - ・事業化に当たりベンチャーの立ち上げが必要な場合は、官民交流マッチングファンドで資金支援
  - ・グローバルに通用する人材育成をめざし、ライフサイエンス分野のビジネス化における実務を通じた教育プログラムを提供

- 「ビジネスプラットフォーム」の機能イメージ -



## 【例1】ライフサイエンス国際ビジネスプラットフォーム(日本橋・東京駅前)②

### ◆グレースピリオド期間の拡大

- ・特許は出願の時を基準とする先願主義をとっており、出願前に開示された発明は、原則として出願時には新規性を失っていると判断され、特許が認められない。しかし、この原則が発明者にとって酷に過ぎる場合があるとして、一定期間(現行6か月)に限って、自己の開示によって特許性を否定されない例外が認められている。
- ・特区内の認定会場で研究内容を公表する場合、発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間(グレースピリオド期間)を現行の6か月から12か月(アメリカ並み)に拡大
- ・最先端技術の積極的な対外公表を促し、国際的なビジネスマッチングを活性化できることとなる一方で、十分な特許化準備期間を確保できることにより、事業化に向けた強力な知財に仕上げることができる。

### ◆認定試験・研究に対する特許権の効力の除外

- ・特許法における特許権の効力が及ばないのは、「業として」実施するのでない場合、又は、「試験又は研究のために」実施する場合に限られている。
- ・しかし、その具体的な内容は法文上明らかでないことから、大学等における「試験又は研究」が、「業として」実施する場合に該当する可能性もあり、特許権の効果が及ぶ恐れがあるとして、自由な研究活動が阻害されている。
- ・特区内で認定した大学の等の特許権の効力を除外することで、国内外の研究者、研究機関が安心して最先端の技術を活用しながら研究できる体制を整えられる。この魅力ある研究環境の整備により、世界中から研究テーマ・人材を糾合することができる。

### ◆優先的PMDA薬事相談及びファーストトラック扱い

- ・薬事法に基づく医薬品、医療機器などの承認審査を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構(Pharmaceutical and Medical Devices Agency)との連携により薬事審査のスピード化を図り、新規技術の事業化が世界で最も早期に実現できる市場形成を目指す。
- ◆英語によるPMDA申請、特許庁申請の受付
  - ・薬事法施行規則第283条は、厚生労働大臣等に提出する申請書、届出書等の書類は、邦文で記載されていなければならない。ただし、特別の事情により邦文をもって記載することができない場合であって、その翻訳文が添付されているものについては、この限りでない、と規定している。
  - ・同様に特許出願においても翻訳文の添付が必要とされている。
  - ・国際共同治験の流れ、国際的な原薬調達が不可欠になっている環境下、開発や製造の現場からは、英語による申請を認めて欲しいという声が高まっている。

### <必要な規制改革事項等>

- 特許法第30条にかかる規制緩和
- 特許法第69条にかかる規制緩和
- 薬事承認審査にかかる規制緩和
- 薬事法施行規則第283条、特許法第36条にかかる規制緩和
- 法人のエンジェル税制
- キャピタルゲイン課税に関する税制優遇

### <日本経済再生に向けた効果>

- 開業率
- 対内直接投資残高
- 官民合わせた研究開発費の対GDP比率
- 医薬品・医療機器の審査ラグ

## 外国企業が日本企業とビジネスをしやすい環境づくり⑥(ビジネスプラットフォームその2)

- 日本再興戦略において、「民間の力を最大限引き出す」ことこそが経済成長への道筋であり、「新陳代謝とベンチャーの加速」、「規制・制度改革と官業の開放を断行する」ことが必要であるとされている。
- 民間事業者等を中心として、アジアヘッドクォーター特区内各エリアに、誘致する外国企業と国内企業との交流拠点となり、各ビジネス分野の企業集積を促進し、新たなビジネスの創出やベンチャー企業の支援等を行う特色あるビジネスプラットフォームの形成を企図する動きがある。
- 大胆な規制緩和や新たな税制措置の創設等含め、これらの運営を支援し、民間活力の最大化を図る必要がある。

### 【例2】ベンチャービジネスプラットフォーム(大丸有・日比谷)①

#### 【大丸有地区】

◆新しいビジネス創造の支援拠点「日本創生ビレッジ」(※)の機能の拡充

- ・日本未進出の海外企業の誘致や世界展開を目指す日本の中小ベンチャー企業に対する事業開発支援

※「日本創生ビレッジ」とは、国内外多様な会員約560人の交流の場「東京21cクラブ」とオーダーメイド型で支援を提供する「事業開発支援オフィス」で構成される活動拠点。Linkedin、PARC、Treasure Data等米国西海岸の成長企業が集積

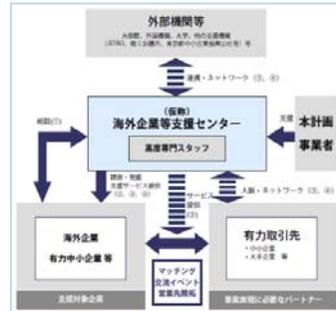


◆ALL東京の外国企業ワンストップ窓口となる「ビジネスコンシェルジュ東京」の運営強化

- ・法人設立から販路開拓まで、技術提携、各種生活支援等を実施

◆2016年に(仮称)大手町連鎖三次計画の「(仮称)海外企業等支援センター」を開設

- ・高度専門人材による外国企業誘致、日本国内でのビジネス展開や国内中小企業とのマッチング支援、国内中小企業の技術の海外展開支援等、トータルかつワンストップで支援サービスを提供



#### 【日比谷地区】

◆(仮称)日比谷ビジネス連携拠点は、事業拡大期のベンチャーや中小企業を対象として事業拡大や新産業創出等を支援する施設として、2017年に開業予定

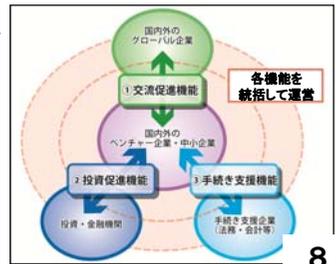
◆本計画では、国内外のベンチャー・中小企業が抱える、成長段階での交流機会・資金支援・手続き支援の不足を改善するため、①交流促進機能、②投資促進機能、③手続き支援機能が一体的に揃う場を整備。各機能には、多様なネットワークやベンチャー・中小企業支援の実績を有する専門人材を配置

#### 【各機能の役割】

- ①交流促進機能：企業間の交流・マッチング機会を創出
- ②投資促進機能：ベンチャー企業への投資・出資を促進
- ③手続き支援機能：起業や市場展開を支援

◆国内外のベンチャー・中小企業の事業拡大や新産業創出等を支援するため、投資・金融機関、手続き支援企業等との連携を促す交流イベントやプレゼンイベント等の仕掛けを積極的に行う。

◆既存のベンチャー支援施設とも連携し、グローバル企業等との交流機会の提供や、投資機関・エンジェルからの資金調達の機会提供、事業展開手続きを支援する人材の紹介等を行うことにより、総合的にベンチャー・中小企業の成長支援を予定



## 【例2】ベンチャービジネスプラットフォーム(大丸有・日比谷)②

### ◆新事業創出に向けたオープンイノベーション

(各地区の取組を通じて集積した外国企業、中小ベンチャー企業、立地する国内大企業のオープンイノベーション)

①都市再生と合わせたオープンイノベーション誘発空間の整備 (ビジュア交流空間、研究機関等と連携した人材育成空間等)

②オープンイノベーションへの意識改革 (企業・個人)

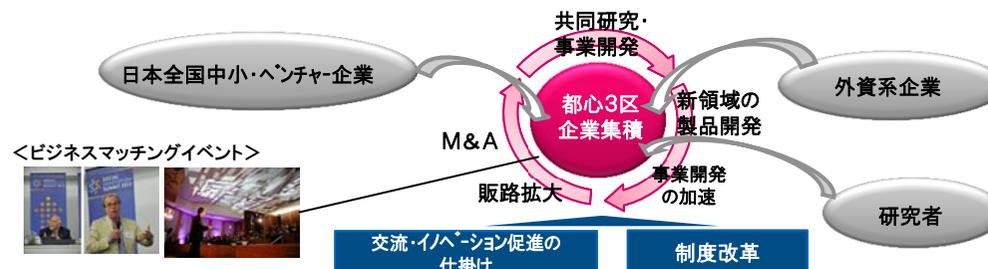
- ー集積している大企業への意識啓発セミナーの開催、シンポジウム等を活用した啓発・コミュニティ形成
- ーイノベーション人材育成に向けた国内外の大学、研究機関等への場の提供
- ーソーシャルメディア等を活用したエリア外への情報発信

③産官学によるビジネスマッチングイベント等オープンイノベーション促進に向けたアクション

- ー集積企業を核とした定常的なビジネスコンテスト、エリア内外を巻き込んだ戦略的なビジネスマッチングイベントの開催
- ー企業のニーズ、技術シーズの見える化・紹介・仲介
- ーイノベティブな企業とその企業の取組の表彰

④戦略的に新事業・産業を創出させる企業コンソーシアム形成、新事業創出をコーディネート

イメージ



### 【例2】ベンチャービジネスプラットフォーム(大丸有・日比谷)③

#### ◆法人版エンジェル税制の創設

- ・ベンチャー企業、とりわけ創薬など長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業が事業の継続・発展を図るためには、法人による投資を呼び込み、恒常的に十分な至近を確保する必要がある。
- ・現行のエンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制）は、個人投資家を対象とし、年間1,000万円までの投資額から2,000円を引いた金額が所得控除として認められているが、日本では投資を行う個人の規模が小さく、ベンチャー企業が十分な資金を確保できていない。（金融資産を有する60歳以上の年齢層は、すでに給与所得者ではなくなった者が大半であり、所得控除のメリットを享受できない。）
- ・法人版エンジェル税制を創設し、例えば、出資限度額を1億円まで拡大、当該法人の課税所得の一定割合（例：50%）までの損金処理を認める。

#### ◆キャピタルゲイン課税の軽減制度の創設

- ・特区で認定し組成されたベンチャー企業に対する投資に係るキャピタルゲイン課税（通常20%）について、軽減措置（シンガポールでは金融法人の場合：12%、事業法人の場合：0%）を講じる。

#### ◆日本版LLC（合同会社）へのパススルー課税の適用

- ・日本版LLCについては法人格を認められるために法人税の課税対象となる。オープンイノベーション創出によるジョイントベンチャー設立や外国企業の日本進出促進のため、米国LLCのようなパススルー課税制度（法人等の利益に対して課税せず、出資者の所得のみに対して課税する方法）の適用が必要

#### <必要な規制改革事項等>

- 法人版エンジェル税制の創設
- キャピタルゲイン課税の軽減制度の創設

#### <日本再興戦略のKPIへの寄与>

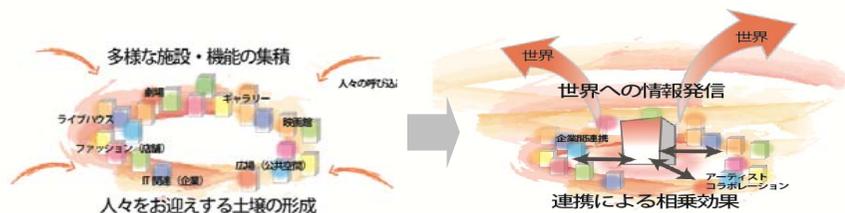
- 世界銀行のビジネス環境ランキング
- 対内直接投資残高
- 開業率向上

## 外国企業が日本企業とビジネスをしやすい環境づくり⑦(ビジネスプラットフォームその3)

- 日本再興戦略において、「民間の力を最大限引き出す」ことこそが経済成長への道筋であり、「新陳代謝とベンチャーの加速」、「規制・制度改革と官業の開放を断行する」ことが必要であるとされている。
- 民間事業者等を中心として、アジアヘッドクォーター特区内各エリアに、誘致する外国企業と国内企業との交流拠点となり、各ビジネス分野の企業集積を促進し、新たなビジネスの創出やベンチャー企業の支援等を行う特色あるビジネスプラットフォームの形成を企図する動きがある。
- 大胆な規制緩和や新たな税制措置の創設等を含め、これらの運営を支援し、民間活力の最大化を図る必要がある。

### 【例3】コンテンツクリエイティブビジネスプラットフォーム(渋谷)

- ◆世界から注目を集める渋谷で生み出される音楽、ファッション、映像、ポップカルチャー等を様々な形で発信する「文化・情報発信施設」とこれらを担うクリエイターやビジネスパーソンの交流施設、産業創出支援施設を一体的に整備することにより、クリエイティブ・コンテンツ産業（クリコン産業）に係る国内外の企業集積や起業を推進。
- ◆日本の最先端文化を発信する街として、エンタテインメント施設や機能が集積し、それを支えるクリコン産業が集積・融合しやすい環境が整備され、その結果として人々の賑わいが溢れるエンタテインメントシティを公民が連携して目指すことで、都市観光として海外からの観光客を呼び込む。
- ◆渋谷をエンタメ特区とし、クリコン産業を集積させ育成し、急成長を促すことによる相乗効果でエンタテインメント溢れる街を創出し、日本の観光・産業を世界へ発信する。



1. 集積
  - ・クリコン、エンタメ産業への優遇措置
  - ・クリコン、エンタメ施設の整備促進
  - ・大型ビジョンの整備や公共空間へのイベントスペース整備により交流の拡大とクリコン産業の集積効果を最大化する
2. 育成
  - ・クリコン産業関連企業への税制優遇で起業を促す
  - ・クリコン、エンタメ施設を公共貢献施設として位置付け
3. 急成長
  - ・クリコン産業関連企業の投資を呼び込む
  - ・海外のクリコン産業関連人材の在留を促す
  - ・開発における手続きの迅速化で街の整備の迅速化

#### <必要な規制改革事項等>

- クリコン産業の税制優遇（特別償却、固定資産減税）
- コンテンツ・クリエイティブ 産業従事者を対象とする高度人材ポイントの付与

#### <日本経済再生に向けた効果>

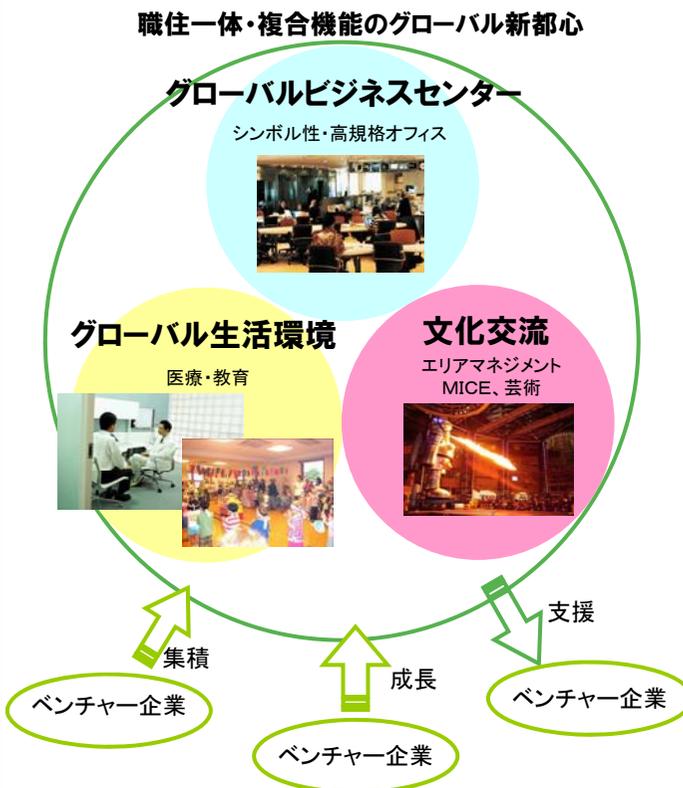
- 世界銀行のビジネス環境ランキング
- 対内直接投資残高
- 世界の都市総合ランキング（文化・交流）
- 海外高度人材の増加
- 海外からの観光客数

## 外国企業が日本企業とビジネスをしやすい環境づくり⑧(ビジネスプラットフォームその4)

- 日本再興戦略において、「民間の力を最大限引き出す」ことこそが経済成長への道筋であり、「新陳代謝とベンチャーの加速」、「規制・制度改革と官業の開放を断行する」ことが必要であるとされている。
- 民間事業者等を中心として、アジアヘッドクォーター特区内各エリアに、誘致する外国企業と国内企業との交流拠点となり、各ビジネス分野の企業集積を促進し、新たなビジネスの創出やベンチャー企業の支援等を行う特色あるビジネスプラットフォームの形成を企図する動きがある。
- 大胆な規制緩和や新たな税制措置の創設等を含め、これらの運営を支援し、民間活力の最大化を図る必要がある。

### 【例4】 職住一体・複合機能グローバルビジネス・生活プラットフォーム(六本木～虎ノ門)①

#### ◆職住一体のビジネス・生活プラットフォーム



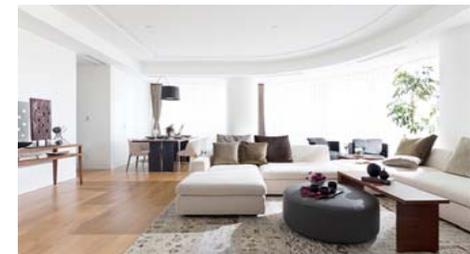
#### ◆世界中から企業と人材を呼び込む

- 職住一体・複合機能のグローバル新都心形成
- ・アジアヘッドクォーターを東京に呼び戻すためには『ビジネス環境整備』が喫緊の課題であり、その一環として、グローバル企業が選好する高規格機能を備え、ランドマークとなる超高層建物の整備が必要
  - ・グローバル企業が要望する、シンボル性、大フロアプレートのオフィスを都市再生事業により整備
  - ・既存のストックを活用し、ベンチャー企業等に対応するオフィスビルを低廉に提供



#### ◆都心住宅の供給によるグローバルプレーヤーの生活環境整備

- ・グローバル企業の誘致は、そこで働くプレーヤーやそのファミリーの住空間の整備が不可欠
- ・都心居住を実現し、安全で質の高い生活環境の整備をはじめ、住宅の付帯サービス、保育や教育環境、医療施設などを総合的に整備することが求められる。
- ・約3,800戸の住宅供給実績に加え、新規都市再生事業により2,500戸以上の住宅を整備



## 【例4】 職住一体・複合機能グローバルビジネス・生活プラットフォーム(六本木～虎ノ門)②

### ◆多様な企業・人材・地域の交流機会の創出

- ・ エリアマネジメント活動を通じた企業・人材・地域の交流を活性化
- ・ ライブラリー、ホテル、イベントスペース、カフェ等の施設においてセミナーや勉強会、ビジネスコンテスト等の事業を拡充
- ・ ビジネス支援インキュベーターとの連携
- ・ インターンシップを通じた人材発掘



### ○既存ビルのリノベーションに対する規制緩和

#### ◆リノベーション・耐震改修費用助成の整備・拡充

- ・ 既存ストックにインキュベーションオフィス等を設置する場合、そのニーズに対応しうるスペックで、低廉にオフィスを提供するため、建物のリノベーション（設備更新等）や耐震改修費用にかかる支援を整備・拡充する

### ○インターナショナルスクール誘致のための規制緩和

#### ◆各種学校（インターナショナルスクール）に関する基準の緩和

- ・ 特区内のインターナショナルスクールについては、一定の条件を満たす場合に校地、校舎の自己所有要件の緩和を行う。

### ○外国語対応医療環境整備のための規制緩和

#### ◆外国医師免許取得者の国内診療に関する規制緩和

- ・ 医師免許二国間協定制度の拡充
- ・ 臨床修練制度（期間や目的）の要件の緩和

### <必要な規制改革事項等>

- 上記のとおり

### <日本経済再生に向けた効果>

- 世界銀行のビジネス環境ランキング
- 対内直接投資残高

## 外国企業が日本企業とビジネスをしやすい環境づくり⑨(ビジネスプラットフォームその5)

- 日本再興戦略において、「民間の力を最大限引き出す」ことこそが経済成長への道筋であり、「新陳代謝とベンチャーの加速」、「規制・制度改革と官業の開放を断行する」ことが必要であるとされている。
  - 民間事業者等を中心として、アジアヘッドクォーター特区内各エリアに、誘致する外国企業と国内企業との交流拠点となり、各ビジネス分野の企業集積を促進し、新たなビジネスの創出やベンチャー企業の支援等を行う特色あるビジネスプラットフォームの形成を企図する動きがある。
- 大胆な規制緩和や新たな税制措置の創設等を含め、これらの運営を支援し、民間活力の最大化を図る必要がある。

### 【例5】(仮称)羽田グローバルアライアンスセンター(羽田空港跡地)

「イノベーションHUB機能」の発揮	「ものづくりゲートウェイ」の創出	「コンベンション・展示場」の形成
<p>◆日本の精密加工や試作品製造など、高度な基盤技術を含めた広い裾野産業の存在をアピールしながら、東京に進出した海外企業の研究開発拠点と、国内中小企業とのビジネスマッチングにより、新製品や新技術を創出する。また、アジア・欧米から企業・人材を呼び込み、国内各地と結びつけるハブとしての機能を発揮する。</p> <p>しかし、現行補助制度では、「日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っている」ことが補助実施の要件となっており、誘致した海外企業と国内中小企業が共同開発する場合は補助制度が適用されない。</p> <p>⇒特区内で認定した海外企業と国内中小企業が取り組む共同開発等に対し、補助制度を適用する。</p>	<p>◆世界のものづくり需要に対応するため、羽田空港の国際化を活用し、海外における精密加工のほか、金型・治具等のメンテナンスや研究開発ニーズに「タッチ&amp;ゴー」で即応できる仕組みを構築する。施設内に保税工場エリアを設けるなどして、海外との加工・製造取引を促進する。</p> <p>◆川崎市殿町地区を中心とする「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」は、革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出に取り組んでいる。当該特区との連携を深め、医工連携による中小企業の最先端医療機器の開発参入を促進し、相乗効果を創出する。</p>	<p>◆(仮称)羽田グローバルアライアンスセンターには展示場を併設し、ものづくり関連の展示会の開催を通じたビジネスマッチングを実施するほか、日本の優れた食材、農産品等を「クールジャパン」として世界に発信するマーケットプレイスを形成し、海外市場の獲得に貢献する。</p> <p>◆空港跡地は国有財産となっており、自治体への処分にあたり、時価から減額した対価で譲渡する場合は、法律の規定に基づくこととされている。また、施設整備に係る無利子融資制度の適用の可否については、現在国と協議を進めている。</p> <p>⇒当該施設の整備区域について、減額譲渡を可能とする法的措置を適用する。</p>

#### <必要な規制改革事項等>

- 特区内で認定した海外企業と国内中小企業との共同開発等に対する補助制度の適用
- 羽田空港跡地の減額譲渡を可能とする法的措置等

#### <日本経済再生に向けた効果>

- 海外企業の国内投資の促進による国内経済の活性化
- 海外との取引促進による中小企業の技術革新と黒字化
- 日本製品や技術、クールジャパンなどの発信による海外市場の取り込み

## 外国人が暮らしやすい都市づくり①(土地利用規制への柔軟な対応)

○世界で一番ビジネスのしやすい国際都市を実現するために、海外から日本に赴任する高度人材に対して、その家族にとっても暮らしやすい生活環境を備えた職住近接型の都市環境を整備する必要がある。

### 外国人の生活環境整備のための土地利用規制への柔軟な対応（都による規制緩和）

◆都心部において、レジデンス機能、学校施設、医療施設など、外国人の生活環境を整備する機能の導入を図る民間プロジェクトに対し、都市再生特別地区等の適用に際して評価し、容積率を緩和する。

＜都市再生特別地区における導入機能の事例＞

- ・ サービスアパートメント：  
（仮称）大手町1-1計画（120室）  
（仮称）新鉄鋼ビル（120室）
- ・ 国際的ビジネスパーソン向けの上質な住宅：  
日本橋室町東地区（50戸）等
- ・ 外国語対応の子育て支援施設：  
東京スクエアガーデン  
浜松町二丁目4地区
- ・ 外国語対応の医療施設：  
大手町フィナンシャルシティ  
東京スクエアガーデン（前掲）  
浜松町二丁目4地区（前掲）

（参考：都市再生特別地区の事例）

※ 計画容積率は、導入機能や基盤整備等、複数の都市再生への貢献内容を総合的に評価して定める

地区名称	指定容積率	計画容積率
丸の内1-1地区（丸の内トラストタワー）	900%	1300%
大手町地区（大手町フィナンシャルシティ等）	1200、1300%	1470、1510、1570、1590、1650%
西新宿一丁目7地区（モード学園コクーンタワー）	1000%	1370%
丸の内2-1地区（丸の内パークビルディング）	1300%	1530%
大手町一丁目6地区（（仮称）大手町1-6計画）	1300%	1600%
日本橋室町東地区（COREDO室町等）	700、800%	1300%
銀座四丁目6地区（銀座三越）	700、800%	1300%
渋谷二丁目21地区（渋谷ヒカリエ）	800、900%	1370%
京橋二丁目16地区（清水建設本社ビル）	600、800%	1230%
丸の内二丁目7地区（JPタワー）	1300%	1630%
京橋二丁目3地区（明治屋等）	700、800%	1330%
銀座四丁目12地区（歌舞伎座）	600、800%	1220%
京橋三丁目1地区（東京スクエアガーデン）	700、800%	1290%
丸の内一丁目1-12地区（（仮称）新鉄鋼ビル）	900%	1400%
銀座六丁目10地区（松坂屋等）	700、800%	1360%
日本橋二丁目地区（日本橋高島屋等）	700、800%	1400%（400、960、1400、1530、1990%）
大手町一丁目1地区（（仮称）大手町1-1計画）	1300%	1400%
浜松町二丁目4地区（WTC等）	600、700%	1120%
渋谷駅地区	800、900、1000%	1560、1400%
渋谷三丁目21地区	600、700、800、900%	1350%

※今後、平成32年度迄に、特区エリア内においてサービスアパートメントを含むレジデンスが11か所5,700戸以上供給予定（民間事業者へのヒアリング）

### ＜日本経済再生に向けた効果＞

○世界銀行のビジネス環境ランキング ○対内直接投資残高 ○海外高度人材の増加

## 外国人が暮らしやすい都市づくり②(インターナショナルスクールの充実)

- 国際都市としてのプレゼンスを高め、グローバル企業の国内誘致を進めるに当たり、外国人従業員及びその家族の生活環境の整備を進める必要がある
- 海外高度人材子女の教育ニーズにおいては、海外大学への入学資格を取得できる国際バカロレア認定校及び国際的評価団体(WASC・CIS・ACSI)認定校であるインターナショナルスクールの充実が不可欠
- インターナショナルスクールの充実に当たり、認可基準の緩和や財政的な支援制度の創設が求められる

### インターナショナルスクールに係る校地・校舎の自己所有要件の緩和(東京都による規制緩和)

- ◆国は、校地・校舎について、原則として負担附又は借用のものでないこと。但し、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合はこの限りでない、としている。
  - ◆東京都の認可基準に当たる内規においては、校地・校舎は原則自己所有と定めており、借用できる場合については限定している。
- ⇒学校運営の安定性・継続性等に配慮しつつ、特区において一定の条件を満たすインターナショナルスクールについて、自己所有要件の緩和を図り、借用を可能とする。

### 海外トップスクールの誘致及びインターナショナルスクールの新增設に係る財政支援制度の創設

- ◆インターナショナルスクールは、各種学校としての運営形態が一般的であるため、一条校に比して財政的な支援に乏しく、学費及び寄付金等を主たる財源として運営している。
- ⇒新たにインターナショナルスクールを設置又は増設する際の初期コストに対して補助する制度の構築が必要である。
- ◆海外トップスクールは、ハイクラス大学への入学実績をベースに評価されるため、既存の海外トップスクールの積極的な誘致が必要であり、財政支援措置を含めた国策としての誘致活動を進める必要がある。

### インターナショナルスクールに対する法人の寄附税制の創設

- ・現在、個人が学校法人に寄付する場合には、所得税額の25%を限度として税額控除が認められているのに対し、法人が寄附をしても税額控除の優遇措置はない。
- ・また、学校法人が特定公益増進法人の証明を受けていれば、当該学校への寄附金について、個人では所得控除、法人についても損金算入が認められている。
- ・外国人従業員の子弟が通うインターナショナルスクールに対する寄附について、税制上の優遇措置を講じることは、(既存も含めた)外国企業にとって、福利厚生観点からも企業経営観点からもメリットがある。

#### <必要な規制改革事項等>

- 校地・校舎の自己所有要件の緩和(都規定)
- インターナショナルスクール新規・増設時の初期コストに対する支援
- インターナショナルスクールに対する法人寄附税制の創設

#### <日本経済再生に向けた効果>

- 国際バカロレア認定校の拡充
- 高度人材認定された外国人の増加

○グローバル企業の誘致を進めるためには、日本でビジネスを展開するグローバル企業の経営層や従業員及びその家族が、日本で安心して医療や生活サポートを受けることができるように、以下の環境整備を進める必要がある。

⇒外国語(母国語)で受診できる医療体制の整備

⇒外国語で対応可能な救急体制の整備

⇒外国人の日常生活に必要な情報提供やきめ細やかなサービスを提供する機能の充実

### 外国人患者対応指導等、外国人医師等の「臨床修練制度」の対象の拡充(規制緩和)

- ・「外国人医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条の特例等に関する法律」により、外国人医師が厚生労働大臣の指定する病院(臨床修練指定病院、都内54病院、特区内7病院)において、臨床修練指導医の指導監督の下に医業を行うことができる。
- ・厚生労働省において、本制度を拡充し、医療に関する知識・技能の習得に加え、教授・臨床研究・高度医療指導を目的とする外国人医師についても、医療行為を認める方向で検討されている。
- ・これをさらに拡充し、(高度医療指導までには至らない)外国人患者対応指導等を目的とする外国人医師についても、臨床修練指定病院に限定し、医療行為を認めるとともに、特例許可の有効期間については、現行2年のものを10年程度(又は更新を認める制度)とする。
- ・併せて、看護師、その他医療専門職種等についても、同趣旨に基づき、外国人患者対応指導等を目的とする場合に、臨床修練制度を適用し、特例許可の有効期間についても拡大する。

### JCI認証取得に向けた支援制度の創設

- ・海外高度人材及びその家族が生活する上で、安心して医療を受けられる生活環境を整備するため、国際医療機関認証であるJCI(Joint Commission International)の取得を目指す病院等を対象とした支援措置を創設する必要がある。
- ※JCI認証取得に向けた受審経費は800~1,000万円程度(審査費用500万円、サーベイヤー旅費等、通訳費用)

<現状>国内認証取得病院は6施設

- ・聖路加国際病院(東京都)
- ・NTT東日本関東病院(東京都)
- ・亀田病院(千葉県)
- ・相澤病院(長野県)
- ・聖隷浜松病院(静岡県)
- ・湘南鎌倉総合病院(神奈川県)

<アジア諸都市>

- ・シンガポール22施設、韓国39施設、中国27施設 等

#### <必要な規制改革事項等>

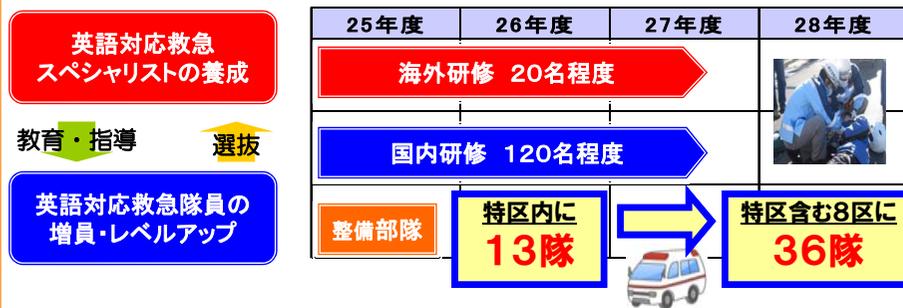
- 「臨床修練制度」の対象の拡充
- 外国人対応医療機関に対する税制・財制及び規制緩和等の支援措置の充実

#### <日本経済再生に向けた効果>

- 世界銀行の「ビジネス環境5ツツツ」
- 海外高度人材の増加

## 外国語対応救急隊員の養成(東京都としての独自の取組)

- ◆海外研修
  - ・3年間で20名程度が米国消防局等で2週間の実務研修を実施
- ◆国内研修
  - ・3年間で120名程度が救急活動に特化した専門英語研修
- ◆英語対応救急隊を特区内に13隊配備  
(丸の内、京橋、銀座、月島、芝、空港、渋谷x2、大久保、西新宿x2、有明、豊洲)
- ◆平成28年度に特区を含む8区に36隊を拡大配備予定



## 生活コンシェルジュの配置

- ◆外国人が東京で安心・快適に暮らしを送れるよう、レジデンス機能の充実にあわせて、外国人の日常生活に必要な情報提供やきめ細やかなサービスを提供する生活コンシェルジュを配置(民間事業者による独自の取組)
- ・住宅物件紹介、生活インフラ(電気、ガス、水道)開設の代行、銀行口座開設案内、買い物・飲食施設の案内、育児代行(ベビーシットング、託児所)、インターナショナルスクールの案内、医療施設の案内、大使館・地域住民等を含めた交流イベントの企画・運営等のサービスを提供



### <日本経済再生に向けた効果>

○世界銀行のビジネス環境ランキング ○対内直接投資残高 ○海外高度人材の増加

## 24時間活動する国際都市としての環境整備

- 世界で一番ビジネスのしやすい国際都市を実現するために、ビジネスに限らず生活環境全般にわたるインフラやサービス環境の充実など、国際都市にふさわしい環境整備を進める必要がある。
- また、こうした取組は、2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けても必要なものである。

### 総合的な交通体系の整備

- ◆地下鉄の運行時間の拡大
  - ・拠点駅から郊外方面へ向けた終電・深夜バス等との円滑な接続を進める観点から、地下鉄の運行時間拡大の可能性を検討
- ◆地下鉄の一元化
  - ・地下鉄一元化を展望しつつ、利便性向上の観点から、乗継改善、案内サインのデザイン統一、運賃の乗換負担軽減策など、都営地下鉄と東京メトロとのサービス改善・一体化を推進

### 外国通貨を使いやすい環境整備

- ◆海外発行キャッシュカードで利用可能なATMの拡充
  - ・現在、海外発行キャッシュカードが利用可能なATMを有する金融機関は、ゆうちょ銀行（20万円/回）、セブン銀行（50万円/日）、シティバンク（5万円/日）
- ◆外貨両替業務に関する報告義務の緩和（規制緩和）
  - ・1か月の取引金額が買入額と売却額の合計で100万円相当額を超える場合、外国通貨の買取・売却の取引件数、金額の合計、200万円相当超額の取引件数を報告する義務がある。

### 2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えた環境整備

- ◆外国人の短期滞在促進に向けた環境整備
  - ・シェアハウス など

#### <必要な規制改革事項等>

- 外貨両替業務に関する報告義務の緩和 ○カジノに係る法整備

### 時間市場開発の推進

- ◆美術館・コンサートホール等の集客施設の開館時間の延長
  - ・時間市場開発PTにおいて、開館時間の現況について確認中
  - ※国の産業競争力会議(5/22)において、猪瀬知事から「日本標準時間の2時間前倒し」を提案した。「時間を司る」ことは、今や国家戦略でもある。政府には、この国の将来のため、禁忌のない議論を期待している。
  - 時間という市場を開発できれば、プライベートも充実し、内需の拡大にも繋がって、東京の魅力にさらに磨きがかかると考える。都としては、自らの取組として、施設の開館時間の延長等について、検討を進めている。

### MICE・IRの整備

- ◆カジノに係る法整備とカジノ開設エリアとしての指定（規制緩和）
  - ・IRは国際観光拠点として有力な観光資源であり、東京の魅力を更に高めるものであり、経済波及効果や雇用創出効果等が大いに期待できる
  - ・IR機能の一部として、カジノ開設への期待が高まっているが、現行法では、カジノは刑法の賭博及び富くじに関する罪で規制されている。カジノを含むIRの整備が可能となるよう必要な法整備を早急に行う必要がある。

#### <日本経済再生に向けた効果>

- アジアNo.1国際会議開催国 ○対内直接投資残高
- 世界銀行のビジネス環境ランキング